



# 島根県報

平成23年11月4日（金）

第2,339号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目次

### 【告示】

介護保険法の規定による指定介護予防サービス事業者の指定	（高齢者福祉課）	2
土地改良事業施行の認可	（農村整備課）	2
大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による大規模小売店舗に係る事項の変更の届出（2件）	（中小企業課）	2
貸付金の元利償還金に係る未収金の収納事務の委託	（審査指導課）	4

### 【公告】

島根県中小企業制度融資要綱の規定による指定再生手続開始申立等事業者の指定	（中小企業課）	4
基本測量の実施	（用地対策課）	5

### 【病院局告示】

島根県立病院使用料及び手数料条例第2条第3項の規定による使用料及び手数料の額の一部改正		5
---	--	---

**告 示****島根県告示第721号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項の指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第115条の10第1号の規定により告示する。

平成23年11月4日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者の名称又は氏名	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
社会福祉法人よこた福 社会	介護予防通所介護	社会福祉法人よこた福 社会通所介護事業所A	仁多郡奥出雲町稲原57番地 6	平成23年11月1日

**島根県告示第722号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第95条第3項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の者に係る三条資格者施行土地改良事業の施行を認可した。

平成23年11月4日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業主体名	事業名	認可年月日
益田市美都町宇津川口320-16 養老谷地区区画整理事業 潮一男外2名共同施行	養老谷地区区画整理事業（非補助土地改良事業）	平成23年10月27日

**島根県告示第723号**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

平成23年11月4日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 1 届出の概要

## (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

100満ボルト松江店 松江市上乃木九丁目3252-3外

## (2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社サンキュー 代表取締役 岡嶋 昇一 福井県福井市新保町2字3番

## (3) 変更しようとする事項

ア 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

（変更前）株式会社サンキュー 代表取締役 柴田 清一郎 福井県福井市新保町2字3番

（変更後）株式会社サンキュー 代表取締役 岡嶋 昇一 福井県福井市新保町2字3番

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

（変更前）株式会社サンキュー 代表取締役 柴田 清一郎 福井県福井市新保町2字3番

(変更後)株式会社サンキュー 代表取締役 岡嶋 昇一 福井県福井市新保町2字3番

(4) 変更の年月日

平成23年10月3日

2 届出年月日

平成23年10月24日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

松江市産業経済部産業振興課 (松江市末次町86番地)

4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

(1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

(2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所 (団体にあってはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

(3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

---

## 島根県告示第724号

大規模小売店舗立地法 (平成10年法律第91号) 第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

平成23年11月4日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

100満ボルト出雲店 出雲市小山町468番地4外、渡橋町1174-1外

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社サンキュー 代表取締役 岡嶋 昇一 福井県福井市新保町2字3番

(3) 変更しようとする事項

ア 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(変更前) 株式会社サンキュー 代表取締役 柴田 清一郎 福井県福井市新保町2字3番

(変更後) 株式会社サンキュー 代表取締役 岡嶋 昇一 福井県福井市新保町2字3番

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

(変更前) 株式会社サンキュー 代表取締役 柴田 清一郎 福井県福井市新保町2字3番

(変更後) 株式会社サンキュー 代表取締役 岡嶋 昇一 福井県福井市新保町2字3番

(4) 変更の年月日

平成23年10月3日

- 2 届出年月日  
平成23年10月25日
- 3 届出及び添付書類の縦覧場所  
出雲市産業観光部産業振興課（出雲市今市町70）
- 4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等
- (1) 意見書の提出先  
松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課
- (2) 意見書に記載すべき事項
- ア 氏名及び住所（団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- イ アの記載事項についての公表の意思の有無
- ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地
- エ 意見の内容
- オ 意見を述べる理由
- (3) その他  
意見書に記載する氏名は、自署によること。

#### 島根県告示第725号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり歳入の収納事務を委託したので、同条第2項及び島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第31条の3第1項の規定により告示する。

平成23年11月4日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 委託した歳入の種類  
貸付金の元利償還金に係る未収金
- 2 委託した者の名称及び所在地  
名称 山陰債権回収株式会社  
所在地 島根県松江市白潟本町71番地
- 3 委託の開始年月日  
平成23年9月1日

## 公 告

島根県中小企業制度融資要綱（昭和47年島根県告示第239号）第3条第5号に規定する指定再生手続開始申立等事業者を次のとおり指定したので公告する。

平成23年11月4日

島根県知事 溝 口 善兵衛

番号	名称	住所	指定期間
23-1	有限会社和田食品	島根県大田市大田町大田ハ108-1	平成23年10月17日 ～ 平成24年10月16日

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、基本測量の実施について国土交通省国土地理院長から次のとおり通知を受けたので、同条第3項の規定により公告する。

平成23年11月4日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 作業種類

基本測量（基盤地図情報整備）

2 作業期間

平成23年11月29日から平成24年3月31日まで

3 作業地域

益田市、大田市、隠岐の島町

## 島 根 県 病 院 局 告 示

### 島根県病院局告示第5号

島根県立病院使用料及び手数料条例第2条第3項の規定による使用料及び手数料の額（平成19年島根県病院局告示第1号）の一部を次のように改正し、平成23年11月4日から施行する。

平成23年11月4日

島根県病院事業管理者 中 川 正 久

ヒトパピローマウイルス（HPV）ワクチン接種料の項中「ヒトパピローマウイルス（HPV）ワクチン」を「沈降2価ヒトパピローマウイルス（HPV）ワクチン」に改め、同項の次に次の1項を加える。

沈降4価ヒトパピローマウイルス（HPV）ワクチン接種料

初診 1回につき 17,850円

再診 1回につき 15,750円